

道西地区内消防本部における
北海道広域消防相互応援協定
運用マニュアル運用基準

全国消防長会北海道支部
道西地区協議会

1 目的

この運用基準は、北海道広域消防相互応援協定運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）に基づき、道西地区内消防本部の広域消防相互応援に関する必要な事項について定めるものとする。

2 地区代表消防機関代行の選定（運用マニュアル第7関係）

地区代表消防機関の代行本部（以下「代行消防本部」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 南渡島消防事務組合消防本部
- (2) 八雲町消防本部

3 応援要請の代行の基準（運用マニュアル第19関係）

応援要請の代行の基準は、次のとおりとする。

- (1) 函館市消防長は、地区内の市町等が甚大な被害を受けたにも関わらず応援要請がない場合は、応援要請を行うことができないものと判断し、必要な情報を収集するとともに応援要請を代行するものとする。
- (2) 南渡島消防事務組合消防長は、函館市が甚大な被害を受けたにも関わらず応援要請がない場合は、応援要請を行うことができないものと判断し、必要な情報を収集するとともに応援要請を代行するものとする。
- (3) 八雲町消防長は、函館市および南渡島消防事務組合消防本部を置く市町等が甚大な被害を受けたにも関わらず応援要請がない場合は、応援要請を行うことができないものと判断し、必要な情報を収集するとともに応援要請を代行するものとする。

4 情報等の連絡体制（運用マニュアル第10および第17関係）

地区内消防本部における災害情報等の連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 連絡系統

電話、ファクシミリおよび電子メールによる連絡系統は、別表1のとおりとする。

(2) 有線不通時の連絡系統

有線不通時における北海道総合行政情報ネットワーク（IP電話）による連絡系統は、別表2のとおりとする。また、IP電話の補完として、消防救急デジタル無線主運用波による連絡系統を別表3のとおりとする。

(3) 連絡窓口

運用マニュアル別表4のとおりとし、変更を生じた場合は、速やかに地区代表消防機関に連絡するものとする。

5 指揮支援隊の登録と出動体制（運用マニュアル第8、第11および第13関係）

指揮支援隊は函館市消防本部が登録するものとし、道西地区内において出動し、先行調査および応援部隊の活動管理をするものとする。

6 地区指揮隊の登録と出動体制（運用マニュアル第9，第12および第13関係）

(1) 地区指揮隊を登録する消防本部は，次のとおりとする。

- ア 函館市消防本部（地区代表消防機関）
- イ 南渡島消防事務組合消防本部（代行消防本部）
- ウ 八雲町消防本部（代行消防本部）

(2) 地区指揮隊の出動体制は，次のとおりとし，その都度地区代表消防機関が調整するものとする。

- ア 道西地区外から第3要請があった場合は，函館市消防本部の地区指揮隊が出動するものとする。
- イ 函館市消防本部，南渡島消防事務組合消防本部または渡島西部広域事務組合消防本部から第2要請または第3要請があった場合は，八雲町消防本部の地区指揮隊が出動するものとする。
- ウ 八雲町消防本部，森町消防本部，長万部町消防本部または檜山広域行政組合消防本部から第2要請または第3要請があった場合は，南渡島消防事務組合消防本部の地区指揮隊が出動するものとする。

7 地区の部隊編成（運用マニュアル第14関係）

地区の部隊編成は，別表4を基本とし，災害の規模および種別等により，隊数および車両種別等について，その都度地区代表消防機関が調整するものとする。

8 迅速な出動体制の構築に係る応援可能隊の調査（運用マニュアル第20関係）

地区代表消防機関は，北海道広域消防相互応援協定覚書第5条に定める事象が発生した場合は，速やかに地区内の消防本部に対して，別表4に定める応援可能隊について確認し，その結果を総括代表消防機関へ報告するものとする。

9 一時集結場所（運用マニュアル第14関係）

応援部隊の一時集結場所は，別表5のとおりとし，その都度地区代表消防機関が調整するものとする。

附 則

この運用基準は，平成5年8月27日から施行する。

附 則

この運用基準は，平成14年8月20日から施行する。

附 則

この運用基準は，平成20年2月1日から施行する。

附 則

この運用基準は，平成28年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は，平成29年5月11日から施行する。

附 則

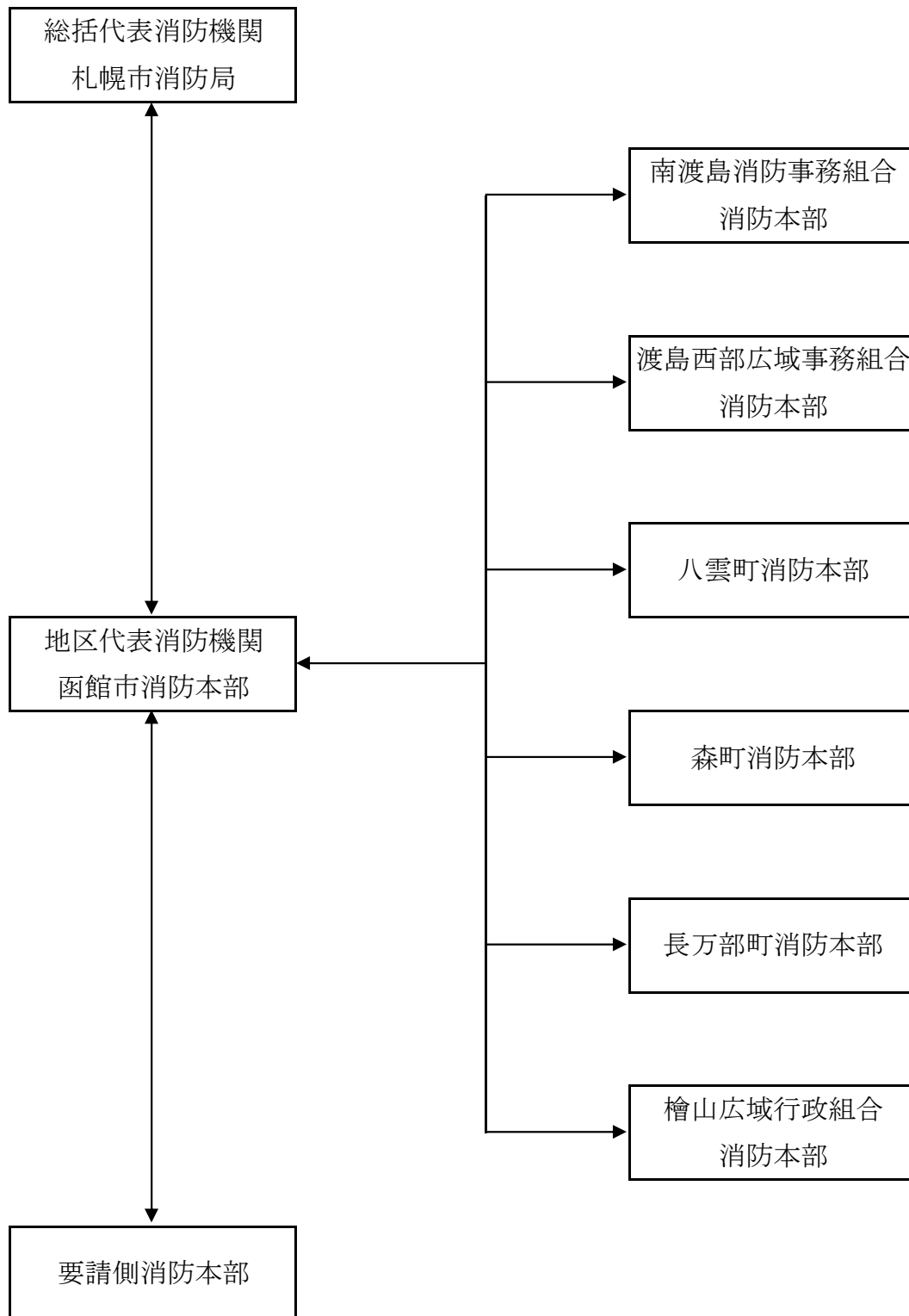
この運用基準は，令和2年9月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

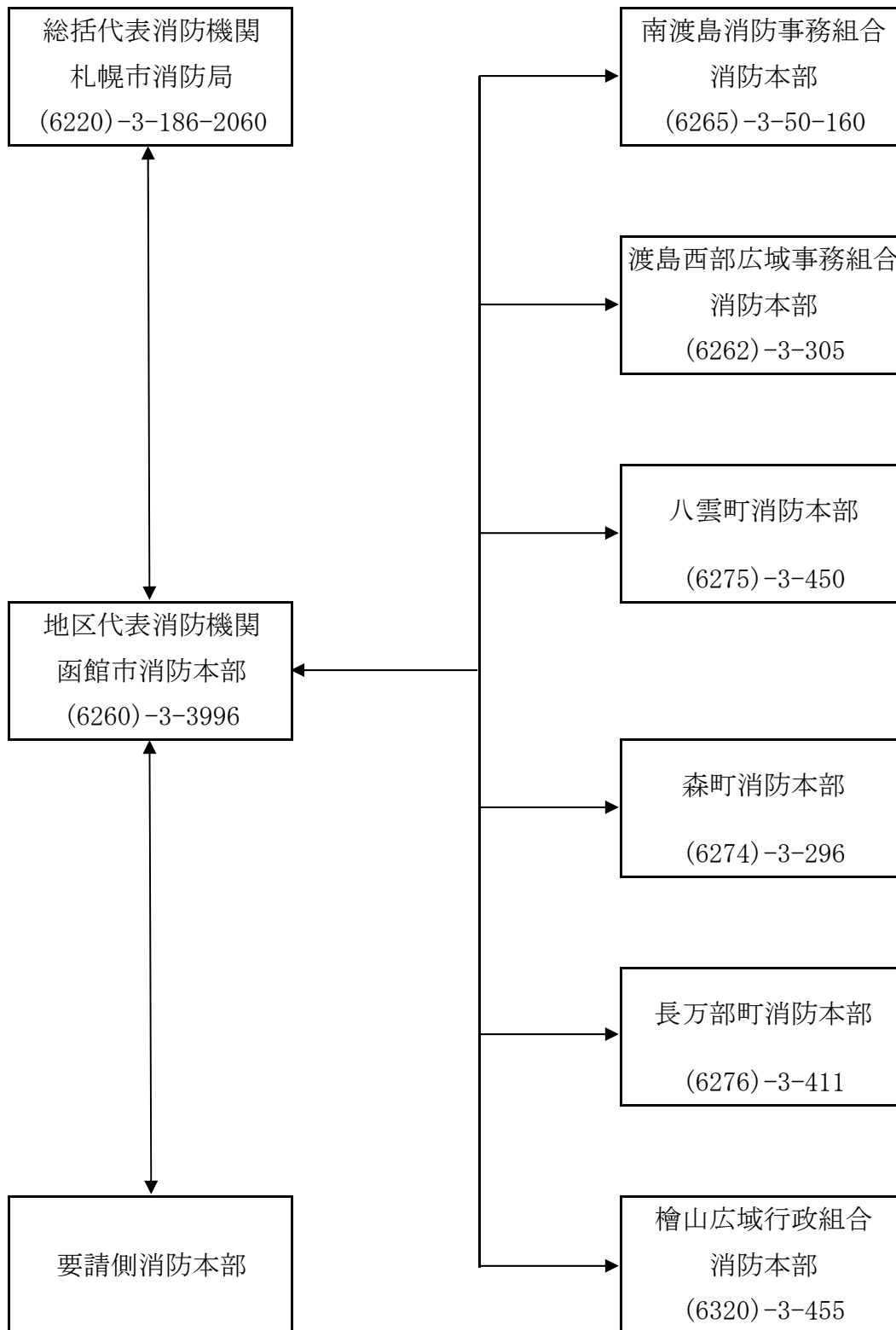
情報等の連絡系統（電話，ファクシミリおよび電子メール）



※ 連絡窓口は，運用マニュアル別表 4 による。

別表 2

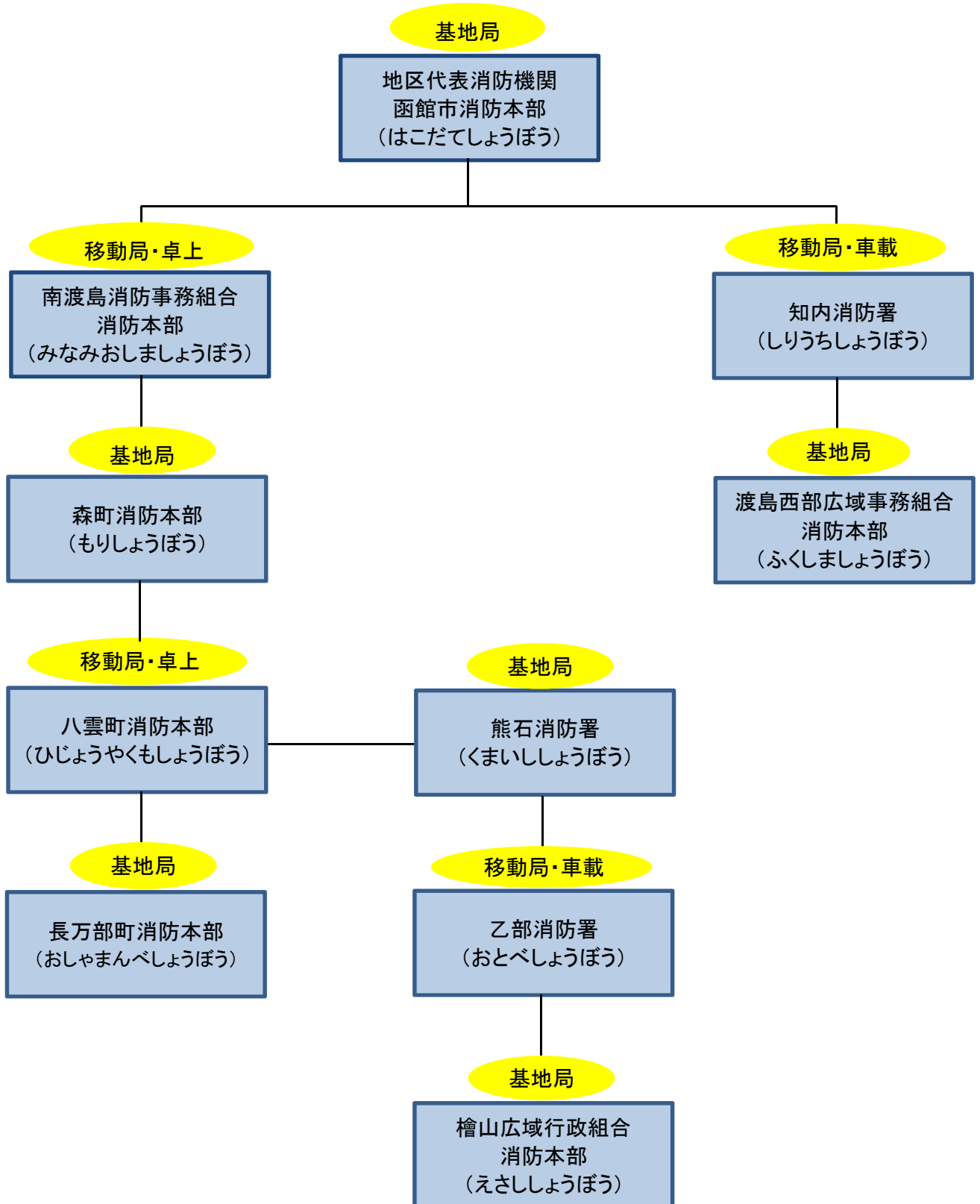
有線不通時の連絡系統（北海道総合行政情報ネットワーク・I P 電話）



※ 消防本部内の数字は、北海道総合行政情報ネットワーク・I P 電話番号

別表 3

有線不通時の連絡系統（消防救急デジタル無線主運用波）



別表 4

「道西地区内消防本部における北海道広域消防相互応援協定運用マニュアル運用基準」
における道西地区応援隊の基本的な部隊編成

1 道西地区外の地域で事象が発生した場合

	指揮支援隊		地区指揮隊		水槽付ポンプ車		救助工作車(Ⅲ)		救急車		資材搬送車		合計	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
函館市			1	4			1	5	1	3	1	2	4	14
南渡島					1	4			1	3			2	7
渡島西部					1	4			1	3			2	7
八雲町					1	4							1	4
森町					1	4							1	4
長万部町									1	3			1	3
檜山広域					1	4			1	3			2	7
合計	0	0	1	4	5	20	1	5	5	15	1	2	13	46

※ 函館市消防本部の救急車は特殊救急車とする。

2 函館市消防本部、南渡島消防事務組合消防本部および渡島西部広域事務組合消防本部
が管轄する地域で事象が発生した場合

	指揮支援隊		地区指揮隊		水槽付ポンプ車		救助工作車(Ⅲ)		救急車		資材搬送車		合計	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
函館市	1	4			1	4	1	5	1	3	1	2	5	18
南渡島					1	4			1	3			2	7
渡島西部					1	4			1	3			2	7
八雲町			1	3									1	3
森町					1	4							1	4
長万部町									1	3			1	3
檜山広域					1	4			1	3			2	7
合計	1	4	1	3	5	20	1	5	5	15	1	2	14	49

※ 災害発生地域を管轄する消防本部を除くものとする。

※ 函館市消防本部の救急車は特殊救急車とする。

3 八雲町消防本部、森町消防本部、長万部町消防本部および檜山広域行政組合消防本部
が管轄する地域で事象が発生した場合

	指揮支援隊		地区指揮隊		水槽付ポンプ車		救助工作車(Ⅲ)		救急車		資材搬送車		合計	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
函館市	1	4					1	5	2	6	1	2	5	17
南渡島			1	3	1	4							2	7
渡島西部					1	4			1	3			2	7
八雲町					1	4							1	4
森町					1	4							1	4
長万部町									1	3			1	3
檜山広域					1	4			1	3			2	7
合計	1	4	1	3	5	20	1	5	5	15	1	2	14	49

※ 災害発生地域を管轄する消防本部を除くものとする。

※ 函館市消防本部の救急車のうち1台は特殊救急車とする。

別表5

一 時 集 結 場 所

消防本部名	一時集結場所	一時集結場所住所
函館市消防本部	消防総合訓練センター	函館市桔梗町386-1
南渡島消防事務組合 消防本部	北斗消防署	北斗市中央2丁目6-6
	北斗消防署北分署	北斗市本町494
	七飯消防署	七飯町桜町2丁目3-1
渡島西部広域事務組合 消防本部	渡島西部広域事務組合消防本部	福島町字三岳45-1
森町消防本部	森町消防本部	森町森川町280-4
八雲町消防本部	八雲町消防本部	八雲町内浦町191-1
	八雲消防署落部出張所	八雲町落部185
長万部町消防本部	長万部町消防本部	長万部町字長万部450-21
檜山広域行政組合 消防本部	厚沢部消防署	厚沢部町新町207
	せたな消防署	せたな町北檜山区豊岡246

一時集結場所 詳細図



一時集結場所 詳細図



一時集結場所 詳細図

一時集結場所	渡島西部広域事務組合消防本部	住所	福島町字三岳45-1
--------	----------------	----	------------

一時集結場所	森町消防本部	住所	森町森川町280-4
--------	--------	----	------------

一時集結場所 詳細図



一時集結場所 詳細図



一時集結場所 詳細図

